

みとよ福祉のしおり



三豊市
健康福祉部 福祉事務所 福祉課
令和8年7月版

目次

福祉のしおりを利用される方へ.....	3
障害者手帳.....	4
身体障害者手帳(身体障害)	4
療育手帳(知的障害)	5
精神障害者保健福祉手帳(精神障害).....	6
自立支援医療	8
精神通院医療	8
更生医療.....	8
育成医療.....	8
障害福祉サービス	9
障害福祉サービスの体系	9
利用者負担のしくみ	12
利用手続きの手順	13
障害支援区分	15
障害児通所支援	16
障害者等緊急受入事業	17
地域生活支援事業.....	18
補装具費の支給	19
日常生活用具の給付	20
住宅改造	21
自動車改造.....	21
障害者手帳等の更新用診断書取得費用の助成.....	21
心身障害者(児)福祉年金	22
特別障害者手当.....	23
特別障害者手当.....	23
障害児福祉手当.....	23
特別児童扶養手当.....	23
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣	24
相談窓口のご案内.....	25
福祉課専門職による相談	25
定期相談	26
こころの相談	26
青年・成人の発達障害に関する相談会	26
さぬき若者サポートステーション個別相談会	26
権利擁護に関する相談	27
障害者差別の相談	27

障害者虐待の相談	27
成年後見制度等の相談.....	27
テーマ別相談窓口一覧	28
相談支援事業所.....	28
就労の相談	28
子どもの相談	29
発達障害の相談.....	29
難病の相談	29
精神保健福祉の相談	29
三観地域就労支援機関.....	31
その他の支援	32
地域の支援体制	35

福祉のしおりを利用される方へ

このしおりでは、三豊市在住の障がいのある方や、その家族が利用できる制度について紹介しています。

詳細につきましては福祉課にお問い合わせください。

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳は、当事者であることの証票として交付されています。このしおりの中で紹介する各種制度を利用するときや市役所等に相談に来られるときなどに示せるよう、可能な限りいつも持ち歩くようにしてください。

三豊市から転出する場合、転出先の福祉担当課で手帳や受給者証の住所欄を訂正する必要があります。住所欄を訂正しないと受けられなくなる制度もあります。

三豊市に転入する場合、市民課で転入手続きを行った後、福祉課で手帳や受給者証の住所変更を行ってください。なお、各種制度の利用については、手続きを行わなければ利用できないものがあります。また、転入日から一定期間が経過しなければ利用できないものもありますのでご了承ください。

障害者手帳

身体障害者手帳（身体障害）

- ① 対象者 疾病や事故等により、身体に永続する障がいのある方
- ② 障害の範囲 視覚障害
聴覚または平衡機能障害
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害
肢体不自由
内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害）
- ③ 内 容 障がいの程度によって重いほうから順に１級から６級まで認定され、等級により利用できる制度の内容が異なります。

手続き内容	申請書 届出書	診断書 (注１)	写真 (注２)	マイナンバー	手帳返却
はじめて手帳を取得するとき (手帳の交付申請)	○	○	○	○	—
紛失・破損等により再発行をするとき (手帳の再交付申請)	○	—	○	○	破損の場 合は返却
障害の状態が変わったとき 再認定を受けなければならないとき (程度変更申請)	○	○	○	○	○
住所、氏名等に変更があったとき (記載事項の変更申請)	○	—	—	○	○
死亡、治癒等により手帳を返還するとき (手帳の返還)	○	—	—	—	○

(注１) 身体障害者福祉法第 15 条の規定により指定医が作成するものです。

様式は、<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shousou/syousou/youshiki.html> からダウンロードできますが、市役所窓口でもお渡ししています。

(注２) たて 4 cm×よこ 3 cm、正面・脱帽上半身（１年以内に撮影したもの）

療育手帳（知的障害）

- ① 対象者 知的機能の障がいが発達期（18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、特別の支援を必要とする状態にある方。
- 18 歳以降に初めて申請される場合は、18 歳になる前から知的な障がいがあったことの確認が必要です。
- 確認ができない時は、手帳が交付されません。

- ② 内 容 香川県障害福祉相談所の面接による判定を行い、障がいの程度により、
 ①（最重度）、A（重度）、②（中度）、B（軽度）に区分されます。

手続き内容	療育手帳交付 申請書及び 申請調書※1	写真 (注 1)	手帳	マイナンバー	必要書類
はじめて手帳を取得するとき (手帳の交付申請)	○	○	—	○	調査票 (窓口にて聞取り)
紛失・破損等により再発行をするとき (手帳の再交付申請)	○	○	破損の場合は返却	○	—
住所、氏名等に変更があったとき (記載事項の変更申請)	○	—	○	○	—
死亡、治癒等により手帳を返還するとき (手帳の返還)	—	—	○	—	療育手帳 返還届

※障がいの程度を確認するため再判定が必要となる場合は、再判定の時期を手帳に記載しています。再判定の時期が近くなると、香川県障害福祉相談所からお知らせがありますので、必ず再判定を受けてください。

(注 1) たて 4 cm × よこ 3 cm、正面・脱帽上半身（1 年以内に撮影したもの）

精神障害者保健福祉手帳（精神障害）

- ① 対象者 精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活参加への制約がある方。

初診から 6 か月以上経過したのち、申請ができます。

- ② 内 容 精神障害者の社会復帰の促進・自立と社会参加の促進を図ることを目的としてつくられた手帳です。障がいの程度によって、1 級から 3 級に認定され、等級により利用できる制度の内容が異なります。

手続き内容	申請書	写真 (注 1)	手帳	マイナンバー	(注 2) いずれか 1 セット
はじめて手帳を取得するとき (手帳の交付申請)	○	○	—	○	○
手帳を更新するとき	○	—	○	○	○
紛失・破損等により再発行をするとき (手帳の再交付申請)	○	○	破損の場合は返却	○	—
障害の状態が変わったとき (等級変更申請)	○	○	○	○	○
住所、氏名等に変更があったとき (記載事項の変更申請)	○	—	○	○	—
死亡、治癒等により手帳を返還するとき (手帳の返還)	○ (返還届)	—	○	—	—

(注 1) たて 4 cm × よこ 3 cm、正面・脱帽上半身（1 年以内に撮影したもの）

(注 2) ア) 精神障害者保険福祉手帳用の診断書（初診日から診断書の作成日が 6 か月以上経過しており、診断書作成日から申請日まで 3 か月以内のもの）

イ) 精神障がい者障害年金を受けている場合は、障害年金の証書、年金裁定通知書・最新の振込通知書、同意書

ウ) 精神障がい者特別障害給付金を受けている場合は、特別障害給付金受給資格者証、特別障害年金給付金支給決定通知書・最新の振込通知書、同意書

自立支援医療

精神通院医療

- ① 対象者 精神疾患のために通院で医療を受けている方(対象疾病については、主治医にご相談下さい。)
- ② 内 容 精神疾患のために通院して医療を継続的に受ける時に、医療費の自己負担を軽減する制度です。この制度を利用すると、自己負担額は原則医療費の1割となりますが、本人の属する世帯(本人と同じ医療保険に加入する方)の所得や収入に応じて、毎月の限度額が決まります。有効期間は1年で、更新の手続きが必要です。
- ③ 必要書類等 申請書、診断書(2年に1回必要)、承諾書、医療保険者証又は資格者証、個人番号(マイナンバー)のわかるもの。

更生医療

- ① 対象者 18歳以上の身体障害者手帳所持者であって、香川県障害福祉相談所の判定で更生医療対象と判定された方
- ② 内容 18歳以上の身体障害者手帳所持者であって、障がいの軽減や機能を回復するための医療を指定医療機関で受ける方に、医療費の助成をする制度です。

主な対象医療
・角膜移植術 ・関節形成術 ・外耳形成術 ・心臓手術 ・人工透析療法 ・肝臓移植手術など

- ③ 必要書類等 申請書、身体障害者手帳、医学的判定、月別所要見込額内訳表、医療保険者証、特定疾病療養受療証(腎臓機能障害の方のみ)、個人番号(マイナンバー)のわかるもの

※自己負担が原則1割となります。(一定所得以下の世帯の方には月額自己負担額に上限が設けられます。一定所得以外の世帯の方で「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担対象外となります。)

育成医療

- ① 対象者 18 歳未満の、身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来において障害を残すと認められる児童
- ② 内容 18 歳未満の身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来において障害を残すと認められる児童であって、確実な治療(主に手術)が期待できるものを対象に医療の助成を行います。(指定育成医療機関で治療する場合に限られます。)

主な対象医療	
・角膜移植術 ・関節形成術 ・外耳形成術 ・心臓手術 ・人工透析療法 ・肝臓移植手術 ・唇顎口蓋裂等に起因する歯科矯正など	

- ② 必要書類等 申請書、意見書(指定医が作成したもの)、医療保険者証、個人番号(マイナンバー)のわかるもの

※自己負担が原則 1 割となります。(一定所得以下の世帯の方には月額自己負担額に上限が設けられます。肢体に区分される疾病により育成医療の給付の決定を受け、治療材料の支給として補装具を支給された場合は償還払いとなります。)

障害福祉サービス

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な支援を受けられるもの。

障害福祉サービスの体系

居宅や施設等で介護の支援を受ける「介護給付」と、就労などの訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

訪問系サービス・・・在宅で訪問を受けて利用するサービスです。

種類	サービスの名称	内 容	障害支援区分等の条件
介護給付	居宅介護 (者) (児)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。	障害支援区分 1 以上 ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)は別途基準があります。
	重度訪問介護 (者)	重度の障害があり常に介護を必要とする方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援等を総合的にを行います。	障害支援区分 4 以上で ・二肢以上に麻痺があること ・「歩行」「移動」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること又は、障害支援区分 4 以上で、行動関連項目の合計点数が 10 点以上
	同行援護 (者) (児)	視覚障害により移動に著しい困難を有する方が外出する時、必要な情報提供や介護を行います。	障害支援区分以外の条件等があります。
	行動援護 (者) (児)	知的障害や精神障害により自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援・外出支援を行います。	障害支援区分 3 以上で ・行動関連項目等で条件があります。
	重度障害者等包括支援 (者) (児)	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	障害支援区分 6 以上で ・重度訪問介護の対象で四肢麻痺などの条件があります。

日中活動系サービス・・・入所施設、事業所で昼間の活動を支援します。

種類	サービスの名称	内 容	障害支援区分等の条件
介護給付	短期入所 (者) (児)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。	障害支援区分 1 以上
	療養介護 (者)	医療の必要な障害があり常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	障害支援区分 6 以上で ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 障害支援区分 5 以上で ・重症心身障害者等 ・医療的ケアの判定スコアによる条件を満たす方
	生活介護 (者)	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。	障害支援区分 3 以上 50 歳以上の場合は障害支援区分 2 以上
訓練等給付	自立訓練 ・機能訓練 (者) ・生活訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための必要な訓練を行います。	障害支援区分以外の条件等があります。
	就労移行支援 (者)	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	障害支援区分以外の条件等があります。
	就労継続支援 ・ A 型 (者) ・ B 型	一般企業等への就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。	障害支援区分以外の条件等があります。
	就労定着支援 (者)	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	障害支援区分以外の条件等があります。
	就労選択支援 (者)	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、希望や就労能力や適性等に合った選択を支援します。	－

居住支援系サービス・・・入所施設等で住まいの場として利用するサービスです。

種類	サービスの名称	内 容	障害支援区分等の条件
介護給付	施設入所支援 (者)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	障害支援区分 4 以上 ・50 歳以上は障害支援区分 3 以上
訓練等給付	自立生活援助 (者)	ひとり暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	障害支援区分以外の条件等があります。
	共同生活援助 (者)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。	

相談支援に関するサービス

計画相談支援 障害児相談支援		障害福祉サービス等の利用申請に必要なサービス等利用計画等を作成し、サービスの利用に関する相談への対応、関係機関との連絡調整などを行います。
地域相談支援	地域移行支援	住居の確保や地域生活に移行するための相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保して、障害の特性に起因して生じた緊急の事態などに緊急訪問や緊急対応など、各種支援を行います。

利用者負担のしくみ

障害福祉サービスでは、それぞれのサービスを利用する際の利用者負担として、所得に応じて費用を負担する「定率負担」と、食費・光熱水費等を負担する「実費負担」があります。

所得に応じた費用負担(定率負担) サービス利用量が少ない場合には1割負担	+	食費・光熱水費等 (実費負担)
---	---	--------------------

負担上限月額

定率負担については、所得に応じてひと月あたりの上限額(負担上限月額)が設定されます。ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担は発生しません。

訪問系サービス・日中活動系サービスを利用される方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		18歳未満	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、 所得割が16万円(児童は28万円)未満	4,600円	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37,200円	37,200円

居住系サービス・療養介護を利用される方

区分	世帯の収入状況	負担上限月額		
		施設入所支援・療養介護		グループホーム・ 宿泊型自立訓練
		20歳未満	20歳以上	18歳以上
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、 所得割28万円未満	9,300円	37,200円	37,200円
一般2	市町村民税課税世帯で、一般1以外	37,200円	37,200円	37,200円

※収入状況を判断する世帯の範囲は次のとおりです。

18歳未満の方・施設入所支援、 療養介護を利用する20歳未満の方	18歳以上の方 (左記に該当する方を除く)
保護者の属する住民票世帯	本人及び配偶者

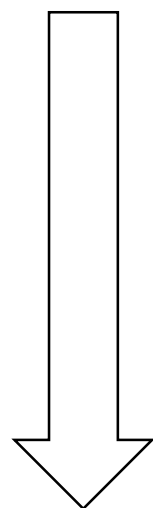
利用手続きの手順

1 相談・申請

本人又は家族が、市の窓口又は指定相談支援事業所(28 ページ参照)に相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は、福祉課に申請します。

【申請に必要な書類(※)】

- ・ 障害者手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証、
特定医療費(指定難病)受給者証、
または医師の診断書等
- ・ 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの



2 調査

調査員が家庭などを訪問し、生活や障がいの状況について調査や利用意向の聞き取りを行います。

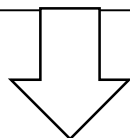
【調査項目】心身の状態や日常生活に関する質問に選択式で答えます。介護保険における要介護認定の調査項目に、行動面に関する項目や精神面に関する項目、日常生活面に関する事等 80 項目あります。

① 介護給付を希望する場合

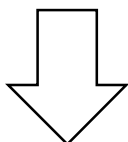
② 訓練等給付を希望する場合など

3 審査 認定

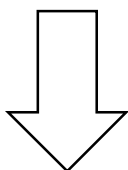
- ① 調査の結果及び医師の意見書を基に、審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービスの利用が必要な状態か(障害支援区分)を決定します。
- ② 訓練等給付の場合は、審査はありません。



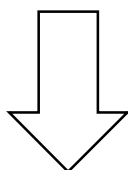
4 利用計画案作成



5 支給決定 受給者証交付



6 事業所との契約



7 サービス利用開始

サービス等利用計画案の作成を指定特定相談支援事業所(28 ページ参照)に依頼します。総合的な支援方針や解決すべき課題も踏まえ、適切なサービスの組み合わせなどについて検討した計画案を作成してもらい、福祉課へ提出してください。

障害支援区分や介護する方の状況、申請者の利用意向などをもとに、サービスの支給量などを決定し受給者証を交付します。

支給が決定したら、サービスを利用する事業者を選択して、サービス利用に関する契約を結びます。

受給者証を提示してサービスを利用します。

※申請様式は、申請時に窓口でお渡しいたします。また、申請するサービスによっては、障害年金等の受給を証明するものや保険証の写し、その他書類をご用意いただく場合があります。事前に福祉課までお問い合わせください。

障害支援区分

障害支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、その度合いに応じ、区分 1 から区分 6 までの 6 段階で認定されます。

この障害支援区分と介護する方や居宅の状況、本人の意向などにより、利用できるサービスの内容や量が決まります。

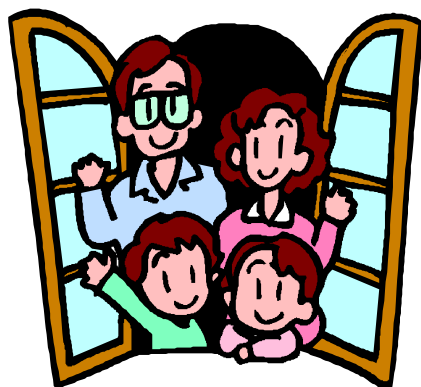
有効期間について

■ 障害支援区分の有効期間

障害支援区分の有効期間は、認定日から数えて 3 回目の誕生日が属する月の末日までを基本としています。心身の状況から区分が変わりやすいと考えられる場合には、3 か月以上 3 年未満の範囲で有効期間を決定します。

■ 支給決定の有効期間

- ・サービスの支給決定の有効期間は、原則として障害支援区分の有効期間(最長 3 年)と同じ期間となります。
- ・居宅介護などのサービスについては、利用するサービスの量がかわりやすいため、支給決定の有効期間は最長 1 年となります。
- ・自立訓練や就労移行支援の利用期間は、利用者へのアセスメント結果に基づきサービス提供期間を設定、個別支援計画が作成されます。当初は 1 年間を支給決定します。



障害児通所支援

○児童発達支援

内 容：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

対 象：療育の観点から集団および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

○放課後等デイサービス

内 容：授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

対 象：学校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児

○保育所等訪問支援

内 容：保育所等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。

対 象：保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通所又は入所している、専門的な支援が必要と認められた障害児

障害児通所支援事業所

事業所名	住 所	電 話 番 号	放 デ イ	児 発	保 訪
児童デイサービス らんらん	三豊市豊中町岡本 2340 番地	0875-23-7050	○	-	-
COMPASS 発達支援センター三豊	三豊市豊中町笠田笠岡 2074 番地 4	0875-23-6088	○	○	-
放課後等デイサービス みらい みの	三豊市三野町大見甲 3416 番地 1	0875-23-6585	○		-
長尾塾 三豊豊中校	三豊市豊中町下高野 161 番地 1	0875-89-9091	○	○	-
児童デイサービス ぐんぐん	三豊市詫間町松崎 2780 番地 130	0875-23-7860	○	○	-
保育所等訪問支援事業そらく	観音寺市池之尻町 292 番地 1	080-4747-0022	-	-	○
COMPASS 発達支援センター観音寺	観音寺市村黒町 230 番地 2	0875-23-7328	○	○	○
重心通所ひだまり	観音寺市流岡町 750 番地 1	0875-23-2070	○	-	-
長尾塾 観音寺新田校	観音寺市新田町 897 番地	0875-82-9939	○	○	-
放課後等デイサービスミーナ	観音寺市観音寺町甲 3136 番地 2	0875-24-3737	○	○	-
みっけ！	観音寺市本大町 789 番地 4	0875-23-7090	○	○	-
長尾塾 観音寺池之尻校	観音寺市池之尻町 294 番地 1	0875-89-9090	○	○	-
長尾塾 観音寺坂本校	観音寺市坂本町 5 丁目 18 番地 37 観音寺ビル 7 階	0875-24-9539	○	○	-
わらウン	観音寺市木之郷町 1143 番地 2	0875-24-8661	○	-	-
児童発達支援センターでいじい	観音寺市吉岡町 739 番地 1	0875-23-6455	○	-	○

障害者等緊急受入事業

疾病、死亡、事故又は災害等の理由により障害者等の介護を行う者が不在になったとき(緊急時)に、市の指定を受けた障害福祉サービス事業所において、障害者等を一時的に保護します。

- ①対象者 三豊市内に住所を有する在宅の障害者等(※)で、事業所において緊急に受け入れることが必要であると市が認めた方
- ②内 容 利用にあたっては申請が必要です。
利用の際、食費などの実費が発生する場合があります。

※障害者等とは、身体・療育・精神障害者手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証のうちいずれかの交付を受けている方、または障害福祉サービスを利用している児童をいいます。

地域生活支援事業

障がいのある方が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、実施する事業です。

サービスの名称	内 容
移動支援	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促進します。
日中一時支援	日中において監護する者がいないとき、事業所等において、一時的に見守りをします。
福祉ホーム	住居を求めている障害がいのある方につき、居室その他の設備を利用することができます。
地域活動支援センターⅠ型	日中活動(創作的活動・生産活動)を行い、入浴や給食を提供するとともに、地域住民ボランティアの育成や、医療・福祉・地域の社会基盤との連携強化の調整、相談支援事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある方に対し、機能訓練・社会適応訓練を行い入浴や給食を提供します。
地域活動支援センターⅢ型	日中活動(創作的活動・生産活動)を行います。
訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅で生活する重度の身体障害のある方に対し、入浴車が家庭を訪問し、入浴サービスを行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が困難な知的障害又は精神障害のある方に成年後見制度に関する申立て及び成年後見人等に対する報酬の支援を行います。

補装具費の支給

補装具は、身体障害者(児)および難病患者等の失われた身体機能を補完または代替する用具のことをいいます。補装具を必要とする障がいのある方に対して、職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として補装具費を支給します。

- ① 対象者 身体障害者手帳または特定疾患医療受給者証を交付されていて、補装具により身体の失われた身体機能を補完・代替できる方
- ② 内 容 補装具が必要な方は、購入または修理する前に申請が必要です。既に自費で購入されているもの及び他法(労働者災害補償保険法・介護保険法等)の適用になる場合は支給の対象にはなりません。

種類	内容								
補装具の交付・修理 (支給要件があります)	身体の失われた部分や思うように動かすことのできない部分を補って、日常生活や社会生活をしやすくするために、以下の補装具費を支給しています。障害部位の手帳を持っている方および難病患者等が対象ですが、支給要件がありますので、必ず(福祉課)窓口でご相談下さい。 <table> <tr> <th>障害部位</th><th>補装具の種類</th></tr> <tr> <td>視覚</td><td>視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡</td></tr> <tr> <td>聴覚</td><td>補聴器</td></tr> <tr> <td>肢体不自由</td><td> 義肢、装具、車いす、歩行補助杖、歩行器、電動車いす、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 ※以下は児童のみ 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具 </td></tr> </table>	障害部位	補装具の種類	視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡	聴覚	補聴器	肢体不自由	義肢、装具、車いす、歩行補助杖、歩行器、電動車いす、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 ※以下は児童のみ 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
障害部位	補装具の種類								
視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡								
聴覚	補聴器								
肢体不自由	義肢、装具、車いす、歩行補助杖、歩行器、電動車いす、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 ※以下は児童のみ 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具								

所得区分	世 帯 の 状 況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般世帯	市民税課税世帯	37,200 円

※自己負担は原則 1 割ですが、所得区分による負担上限月額があります。ただし、基準額を超えた額については自己負担となります。また、障害のある方と同じ世帯の最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円以上の場合は、給付の対象になりません。

- ③ 必要書類等 身体障害者手帳 特定疾患医療受給者証、医師意見書
※香川県障害福祉相談所の判定または指定自立支援医療機関が作成した意見書が必要な場合があります。
- ④ その他 補装具費支給後、一定期間(耐用年数)は再支給できません。

日常生活用具の給付

在宅で生活する重度の身体障害のある方に対し、日常生活上の困難の改善や自立した生活の支援を目的に、日常生活用具を給付または貸与します。

- ① 対象者 在宅の身体障害者手帳又は特定疾患医療受給者証を交付されている方
- ② 内 容 日常生活用具が必要な方は申請が必要です。
既に自費で購入した場合は、給付の対象になりません。
用具例：ストマ用装具、紙おむつ、介護・訓練支援用具等、住宅改修等

所得区分	世 帯 の 状 況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般世帯	市民税課税世帯	37,200 円

※自己負担は原則 1 割ですが、所得区分による負担上限月額があります。ただし、基準額を超えた額については自己負担となります。また、障害のある方と同じ世帯の最多納税者の市民税所得割の額が 46 万円以上の場合は、給付の対象になりません。

- ③ 必要書類等身体 障害者手帳、見積書、カタログ(性能・機能がわかるもの)
改修前の写真(住宅改修費を希望する時のみ必要)
- ④ その他 日常生活用具給付後、一定期間(耐用年数)は再給付できません。

住宅改造

- ① 対象者 視覚障害または肢体不自由により身体障害者手帳 1 級または 2 級(視覚と肢体の重複による 2 級を含む)の交付を受けた 65 歳未満の方がいる世帯の生計中心者。なお、所得制限があります。
- ② 内 容 身体障害のある方の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立を促進するため、住宅を改造する費用について総工事費の 3 分の 2 の額を助成します。(上限約 6 6 万円)

自動車改造

- ① 対象者 上肢、下肢または体幹機能障害により身体障害者手帳 1 級または 2 級の交付を受けており、就労等のために自らが所有し、運転する自動車を改造する必要のある方
- ② 内 容 操向装置(ハンドルノブ、方向指示レバー等)および駆動装置(アクセルペダル位置等)の改造に要する経費を対象とし、10 万円を限度に助成します。

障害者手帳等の更新用診断書取得費用の助成

- ① 対象者 三豊市に住所があり、令和 3 年 4 月以降に次のいずれかの再認定・更新時期を迎える方で、当該申請のため、医療機関から診断書の交付を受けた方
- ② 内 容 診断書取得料を下記のとおり助成します。

種類	対象の申請	助成上限額	申請に必要なもの
身体障害者手帳	再認定	5,000 円	・ 助成金交付申請書 ・ 領収書原本 ・ 本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)
障害者手帳 (精神障害者保健福祉手帳)	更新	5,000 円	
自立支援医療 (精神通院医療)	再認定	3,000 円	

心身障害者(児)福祉年金

- ① 対象者 その年度の7月1日において、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・特定医療費(指定難病)受給者証のいずれかを所持しており、市内に1年以上住所を有している心身障害者(児)。

- ② 内 容 年1回、12月に支給します。
 支払方法は口座振込のみになります。住所・振込口座等の変更時は届出が必要になります。死亡した場合、転出した場合は資格を喪失します。
 支給額は下記のとおりです。

区 分	級 別	単 価 (円)
障害者 (18歳以上)	1 級	12,000
	2 級	10,000
	3 級	
	4 級	8,000
	5 級	
	6 級	
	Ⓐ	12,000
	A	10,000
	Ⓑ	
	B	8,000
障害児 (18歳未満)	1 級	14,000
	2 級	12,000
	3 級	
	4 級	10,000
	5 級	
	6 級	
	Ⓐ	14,000
	A	12,000
	Ⓑ	
	B	10,000
精神	1～3 級	12,000
難病		12,000

※65歳以上は、上表(者)の単価の半額とする。(1,000円未満切捨)

特別障害者手当等

特別障害者手当

- ① 対象者 日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度の障がいのある方
- ② 内 容 当制度独自の認定基準があり、医師の診断書が必要です。
3 か月以上の入院および施設等へ入所をした場合は、資格喪失となります。
本人及び扶養義務者の所得により、所得制限があります。
手当月額 30,450 円(令和 8 年度)

障害児福祉手当

- ① 対象者 日常生活において、常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度の障がいのある方
- ② 内 容 当制度独自の認定基準があり、医師の診断書が必要です。
施設等へ入所をした場合は、資格喪失となります。
本人及び扶養義務者の所得により、所得制限があります。
手当月額 16,560 円(令和 8 年度)

特別児童扶養手当

- ① 対象者 20 歳未満で身体または精神に重度又は中度以上の障がいのある児童を養育している方
- ② 内 容 当制度独自の認定基準があります。
次の場合は、手当を受けることができません。
児が児童福祉施設等に入所したとき
本人及び扶養義務者の所得により、所得制限があります。
手当月額(令和 8 年度)
1 級(重度) 58,450 円
2 級(中度) 38,930 円

手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣

- ① 対象者 聴覚・音声言語機能に障がいがあり、手話通訳または要約筆記を必要とする方
- ② 内 容 社会生活上必要不可欠な業務において、手話通訳者又は要約筆記奉仕員を派遣し、意思等の伝達の仲介を行います。
利用料など自己負担はありません。



相談窓口のご案内

つらい気持ちは早めに相談を

大きく膨らんだつらい思いは吐き出すことで少し小さくなることもあります。

一人で悩まず、早めに専門の相談機関に相談することが大切です。

また、悩んでいる本人を見守る家族や友人の方も「何とかしたい」という気持ちを持ちながら、どこに相談すればよいのか分からない場合もあるかと思います。

悩みに応じた様々な相談機関があります。相談内容等の秘密は守られますので、ぜひ一度ご相談ください。

福祉課専門職による相談

皆さまの生活の色々な悩みや相談ごとに対して福祉課の専門職(保健師や社会福祉士)が相談をお受けします。相談内容の秘密は厳守いたしますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。障がいや病気のある本人だけでなく、家族等の関係者からの相談にも応じます。

相談の例：

「障がいや病気があり生活やお金に困っている…」

「家族にひきこもっている人がいて将来が心配…」

「とにかく誰かに話を聞いてもらいたい…」

「そもそもどこに相談したらいいのか分からない…」



三 豊 市 役 所 福 祉 課 連 絡 先

TEL:0875-73-3015(平日 8:30～17:15)

FAX:0875-73-3023

Email:fukushi@city.mitoyo.lg.jp

※相談者のご都合にあわせて「窓口相談」「電話相談」「訪問相談」で対応します。

※専門職不在の場合がありますので、事前のご連絡をお勧めいたします。

定期相談

こころの相談

『こころの病』『人間関係』『ひきこもり』『依存症』等に悩んでいる方、障害福祉サービスについて知りたい方のための相談会です。ご本人だけでなくご家族からの相談も受け付けています。予約不要です。

日 時：毎月第4月曜日 13:30～15:00

場 所：三豊市役所本庁舎 3階

相談員：保健師、社会福祉士

青年・成人の発達障がいに関する相談会 **※要予約**

いろいろな「苦手」や「困り感」等で日々の生活や仕事で悩んでいる方や、発達障害に関する福祉サービスを知りたい方のための相談会を開催します。

日 時：毎月第3金曜日 13:00～17:00

場 所：三豊市役所本庁舎 3階

相談員：臨床心理士

かがわ若者サポートステーション個別相談会 **※要予約**

就労経験がない方やひきこもり状態にある方へ、自信を回復し「働きだす力」を引き出し、就職から職場定着するまで全面的に支援してくれる「さぬき若者サポートステーション」による出張相談会です。ご家族のみの相談も可能です。

日 時：毎月第3木曜日 13:00～17:00

場 所：三豊市役所本庁舎 3階

相談員：かがわ若者サポートステーションスタッフ

権利擁護に関する相談

障害者差別の相談

平成 28 年 4 月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、行政機関や、会社やお店などの民間事業者に対して「障がいをも理由とする差別の禁止」「合理的配慮の提供」を義務とし、障がいがある人もない人も分け隔てなく、お互いに尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的としています。

障害者差別に関する相談窓口を三豊市福祉課に設置しています。障がいのみを理由にサービスを拒否された、障がいについて配慮をしてもらえない、などの場合はご相談ください。事業者からの相談も受け付けています。

障害者虐待の相談

障がい者への虐待がその人たちの人権を著しく侵害し、その自立や社会参加に深刻な影響を与えています。虐待は絶対あってはならないことです。でも、気づかないまま起きているかもしれません。障害者虐待に気づいた人は三豊市福祉課(三豊市障害者虐待防止センター)への通報義務があります。地域ぐるみで早めの対応や支援が、虐待されている障がい者やその家族などが抱える課題の解決につながります。

あなたの周りに「もしかして、虐待かも？」ということがあればご相談ください。

成年後見制度等の相談

障がいのあるご本人やご家族に、次のような悩みや心配はありませんか？

「お金を計画的にうまく使えない」
「役所での手続きやアパートを借りる手続きなどがよくわからない」
「悪い人や悪い業者にだまされないか心配」
「自分たち親が亡くなって遺されたわが子が、お金や大切なものの管理や様々な契約の手続きをできるか心配」



上記のような悩みや心配があれば、三豊市福祉課へ相談に来てください。社会福祉士や保健師が対応します。成年後見制度を中心に、金銭管理や手続きの支援に関する相談を随時受付けています。

また、すでに成年後見人等を選任されている方で、本人への支援で困った際の相談も受け付けています。ぜひご利用ください。

テーマ別相談窓口一覧

相談支援事業所

対象者 障がいのある方、障がいのある児童の保護者又は障がいのある方の家族等
 内容 障いのある方やその家族、介護を行っている方などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

名 称	住 所	電 話 番 号
① 障害者生活支援センター結 (委託)	三豊市高瀬町佐股乙 443 番地 1	0875-74-7211
②地域生活支援センターありあけ (委託)	観音寺市柞田町甲 1340 番地 4	0875-57-5501
③地域生活支援センターえがお	観音寺市坂本町 1 丁目 1 番 6 号 (観音寺市社会福祉センター内)	0875-25-7752
④地域支援センターまるやま	観音寺市流岡町 750 番地 1	0875-23-2070
⑤地域相談支援センターおおぞら	観音寺市池之尻町 292 番地 1	090-4747-0022
⑥相談支援事業所ひまわり	三豊市豊中町岡本 2340 番地	0875-23-6606
⑦相談支援事業所リアン (委託)	三豊市詫間町詫間 2102 番地 1 ABC テナント 2 階	0875-82-9804
⑧Hata くらす相談事業部 (委託)	観音寺市栗井町 2802 番地 1	0875-23-6216

※「①障害者生活支援センター結」、「②地域生活支援センターありあけ」、「⑦相談支援事業所リアン」、「⑧Hata くらす相談事業部」は、障害や病気がある方の社会生活や障害福祉サービス等に関する相談を無料で受け付けています(三豊市委託事業)。

就労の相談

障がいのある方の就労について、相談に応じ支援します。

名 称	住 所	電 話 番 号
障害者就業・生活支援センターつばさ	観音寺市流岡町 750 番地 1	0875-24-8266
香川障害者職業センター	高松市花ノ宮町 2-4-3 ポリテクセンター香川 4 階	087-861-6868

子どもの相談

子どものことば、発達の遅れなど、気になることについて相談に応じます。

名 称	住 所	電 話 番 号
西部こども相談センター	丸亀市土器町東 8 丁目 526 番地	0877-24-3173
西讃保健福祉事務所保健対策課	観音寺市坂本町 7 丁目 3 番地 18 号	0875-25-2052

発達障害の相談

名 称	住 所	電 話 番 号
香川県ふじみ園	丸亀市飯山町東坂元 3667	0877-98-3125
発達障害者支援センター アルプスかがわ	高松市田村町 1114 番地 (かがわ総合リハビリテーションセンター内)	087-866-6001
香川県障害福祉相談所		087-867-2696

難病の相談

名 称	住 所	電 話 番 号
西讃保健福祉事務所保健対策課	観音寺市坂本町 7 丁目 3 番地 18 号	0875-25-2052

精神保健福祉の相談

名 称	住 所	電 話 番 号
香川県精神保健福祉センター	高松市松島町 1 丁目 17 番地 28 号	087-804-5565
西讃保健福祉事務所保健対策課	観音寺市坂本町 7 丁目 3 番地 18 号	0875-25-2052

三豊市・観音寺市の障がい福祉サービス事業所一覧サイト

「障がい福祉サービスを利用したいけど、どんな事業があるの？」

「誰に相談したらいいの?」「どのあたりにあるんだろう」

目的の事業所を見つける、障がい福祉サービスマップみかん（三観）ができました。

地図やサービス内容から目的の事業所を検索できますので、ご活用ください。



障がい福祉サービスマップ

みかんは、
こちらどうぞ!



<https://sankan-fukushi.info/>

みかんの運営・管理

三観地域自立支援協議会

どこへ相談したらいいのか分からない方は
福祉課へお問合せください。

TEL 0875-73-3015

三観地域就労支援機関

名 称		住 所	電話番号
ハローワーク観音寺		観音寺市坂本町 7 番地 8 号 6	0875-25-4521
障害者就業・生活支援センターつばさ		観音寺市流岡町 750 番地 1	0875-24-8266
香川障害者職業センター		高松市花ノ宮町 2-4-3 ポリテクセンター香川 4 階	087-861-6868
指定障害者福祉サービス事業所 丸山作業所(就労移行支援、就労選択支援)		観音寺市流岡町 750 番地 10	0875-24-8205
就労継続支援 A 型事業所 リール		観音寺市柞田町丙 1060 番地 1	0875-82-9520
就労継続支援 A 型事業所 フラーム		観音寺市坂本町 1-2-15 リバーサイド福留 102	0875-24-8320
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所	高瀬荘	三豊市高瀬町上高瀬 3528 番地 1	0875-73-3830
	はあと	三豊市高瀬町新名 801 番地 1	0875-72-6201
	福笑いひろば	三豊市山本町辻 529 番地、530 番 1	0875-24-8661
	さあかすチャレンジド三豊	三豊市山本町辻 1375 番地	0875-23-6685
	はたらーく	三豊市豊中町上高野 439 番地 1	0875-89-1204
	Reiwa	三豊市豊中町上高野 3448 番地 2	0875-62-6119
	たんぽぽハウス	三豊市詫間町詫間 745 番地 1	0875-83-6693
	丸山作業所	観音寺市流岡町 750 番地 10	0875-24-8205
	あゆみ	観音寺市茂西町 1 丁目 1 番 6 号 2	0875-24-9705
	スマイルハウスぶちふらわぁ	観音寺市茂西町 1 丁目 1 番 6 号 1	0875-82-6111
	やまもも	観音寺市古川町 607 番地 1	0875-23-3507
	Hata くらす	観音寺市栗井町 2802 番地 1	0875-23-6216
	ビーム	観音寺市古川町 608 番地 1	0875-82-9502
	ネムの木	観音寺市柞田町甲 70 番地 1	0875-23-7305
	リール	観音寺市柞田町丙 1060 番地 1	0875-82-9520
	BSS 観音寺	観音寺市三本松町 2 丁目 9 番 22 号 2 階	0875-24-9590

その他の支援

支 援 の 種 類	取 扱 ・ 相 談 窓 口	電 話 番 号
自動車税(環境性能割・種別割)及び 軽自動車税(環境性能割)の減免	県税事務所	087-806-0314
軽自動車税(種別割)の減免	市税務課	0875-73-3006
所得税・住民税の控除	税務署・市税務課	0875-73-3006
有料道路の割引	市福祉課・各支所	0875-73-3015
NHK 放送受信料の減免	NHK 高松放送局	087-825-0151
心身障害者扶養共済	市福祉課	0875-73-3015
かがわ思いやり駐車場制度	西讃保健福祉事務所 健康福祉総務課	0875-25-3082

ヘルプマークを配布しています

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、認知症、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

配布対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、認知症、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方。
障害種別・等級、病名等による条件はありません。

配布場所

三豊市役所福祉課、各支所窓口



聴覚障害のある方に災害用バンダナを配布しています

災害時などに身につけることで、聴覚に障がいがあることや手話・筆談のコミュニケーションが必要であることを周囲に知らせたり、支援を必要とする方に手話ができることを知らせたりすることができます。

配布対象者

- ・聴覚に障がいのある方など、手話や筆談によるコミュニケーションが必要な三豊市内在住者
- ・手話が使えない三豊市内在住者

配布場所

三豊市役所福祉課



障害者手帳アプリ「ミライロ ID」が利用できます。

【ミライロ ID とは】

スマートフォン用のアプリで、障害者手帳の情報をアプリ内に登録すると、手帳情報がスマートフォン画面で表示できるようになり、その画面を提示することで利用料金等の減免を受けることができます。登録方法や使い方などについては、「ミライロ ID」のホームページでご確認下さい。

【利用できる市内の公共施設】

- ・たかせ天然温泉
- ・ふれあいパークみの
- ・たからだの里「環の湯」
- ・つたじま渡船
- ・三豊市宗吉かわらの里展示館
- ・三豊市詫間町民俗資料館・考古館



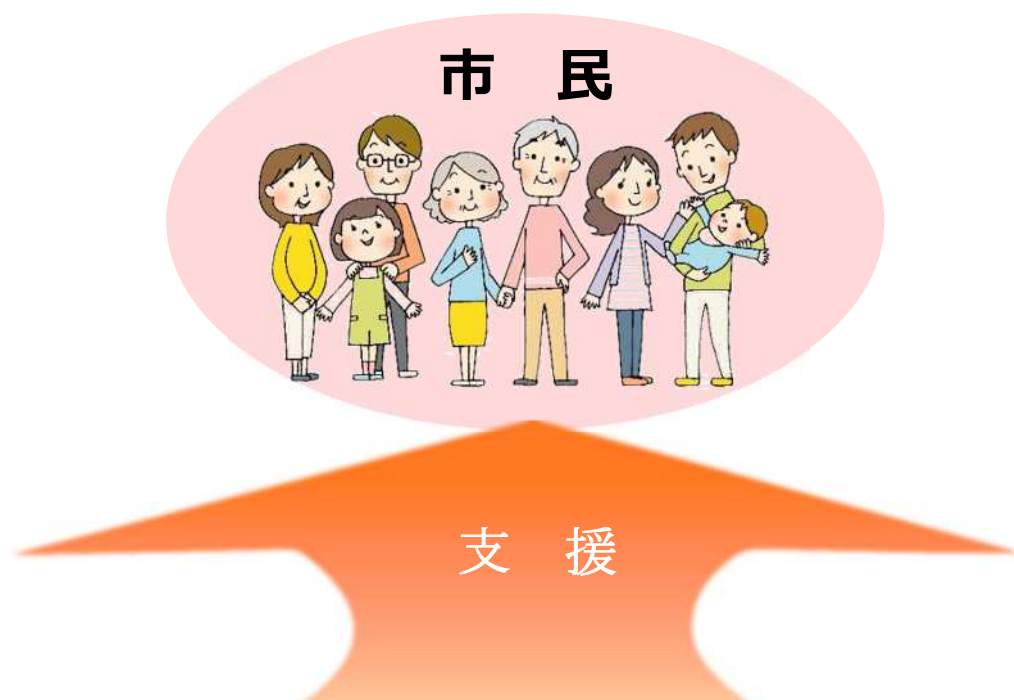
法律関係

☆障害者権利条約

◎障害者基本法

- ・障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
三観地域自立支援協議会
- ・三豊市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則
障害福祉サービス、地域生活支援事業・・・
- ・児童福祉法
児童発達支援、放課後等デイサービス・・・
- ・障害者虐待防止法
三豊市障害者虐待防止センター
- ・障害者差別解消法
障害者差別に関する相談、障害者差別解消法地域協議会
- ・発達障害者支援法
三豊市発達障害者支援連携会議
- ・障害者優先調達推進法
- ・障害者雇用促進法
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- ・三豊市知的障害者福祉法施行細則（措置）
- ・三豊市身体障害者福祉法施行細則（措置）

地域の支援体制



【連携・協働】

相談支援専門員・障害

障害者支援施設
福祉サービス事業所

社会福祉協議会

児童サービス事業所

三豊市・観音寺市

地区相談員

学校

警察・救急

民生委員・児童委員
地元自治会

企業・事業所・団体

医療機関

民間の相談機関
・法律相談

香川県・保健所

ハローワーク・
就労支援センター

三観地域自立支援協議会

【この冊子についての問い合わせ先】

三豊市 健康福祉部 福祉事務所 **福祉課** (三豊市役所本庁 3 階)

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 1

電話: **0875-73-3015** FAX: 0875-73-3023

Email: fukushi@city.mitoyo.lg.jp